

生産森林組合に対する法人税の減免について（回答）

- 提出者：倉吉市内生産森林組合
- 受付日：平成24年12月21日
- 回答日：平成25年1月15日

1. 生産森林組合に対する法人税の減免について

【回答】税務課（電話22-8114）

個人、法人を問わず様々な活動において行政サービスを享受されており、所得の多寡にかかわらず広く皆様に公平に個人・法人住民税均等割をご負担していただいているところです。

さらに、森林の持つ公益的機能発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成を図り、様々な施策を実施していく必要があることから、県民税均等割の超過課税として個人、法人に森林環境保全税をご負担していただいているところです。

市税、とりわけ住民税均等割は、個人、法人ともに地域社会の構成員として地域を支える費用をいわば『地域社会の会費』としてご負担いただく性格を持つ貴重な税金であり、貴組合におかれましても応分のご負担をしていただくべきところですが、木材市場の低迷による厳しい経営状況及び県税である法人県民税の動向、他市町村の取扱を調査研究し、他の法人との均衡を考慮した上で、本市における減免の取扱いについて検討したいと考えます。